

利益等相当額の算出方法について

補助事業者（※）と次のいずれかの関係にある会社から調達する場合は、利益等を除いた金額をもって交付申請額を算出します。他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合も含まれます。

<調達先>

- ① 補助事業者自身
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（上記以外）

※ 事業用等EVをリースにより導入する場合において、リース事業者又は転リース事業者と上記のいずれかの関係にある会社から調達する場合は除きます。

1 車両本体・事業の用に供する仕様に変更するために必要な経費を上記調達先①から調達（自社調達）する場合

当該品の製造原価をもって補助対象経費とします。

2 車両本体・事業の用に供する仕様に変更するために必要な経費を上記調達先②から調達する場合

- (1) 取引価格（見積書等の金額）が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとします。
- (2) (1) によりがたい場合は、取引価格（見積書等の金額）の補助対象経費から表1の方法により算出した利益等相当額を除きます。

3 車両本体・事業の用に供する仕様に変更するために必要な経費を上記調達先③から調達する場合

- (1) 取引価格（見積書等の金額）が製造原価と当該品に対する販売費及び一般管理費の合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとします。
- (2) (1) によりがたい場合は、取引価格（見積書等の金額）の補助対象経費から表1の方法により算出した利益等相当額を除きます。

表1 上記調達先ごとの利益等相当額の算出方法

②	<p>補助対象経費 × 売上総利益率^{※1}</p> <p>※1 直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する<u>売上総利益</u>の割合。マイナスの場合は0とする。</p>
③	<p>補助対象経費 × 営業利益率^{※2}</p> <p>※2 直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する<u>営業利益</u>の割合。マイナスの場合は0とする。</p>

4 提出書類

- (1) 車両本体・事業の用に供する仕様に変更するために必要な経費を調達先①から調達（自社調達）する場合
 - ・ 製造原価を証明する書類

- (2) 車両本体・事業の用に供する仕様に変更するために必要な経費を調達先②から調達する場合
 - ア 申請者と調達先②の持株比率が記載された書類（出資関係図やWEBサイトの会社概要等）
 - イ 以下のいずれかの書類
 - ・ 2－(1)の場合：これを証明する書類
 - ・ 2－(2)の場合：調達先②の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）
 - ウ 利益等排除に関する申告書

- (3) 車両本体・事業の用に供する仕様に変更するために必要な経費を調達先③から調達する場合
 - ア 申請者と調達先③の持株比率が記載された書類（出資関係図やWEBサイトの会社概要等）
 - イ 以下のいずれかの書類
 - ・ 3－(1)の場合：これを証明する書類
 - ・ 3－(2)の場合：調達先③の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）
 - ウ 利益等排除に関する申告書